

～設備投資をサポートします！～

設備資金貸付制度のご案内

はじめに

設備資金貸付制度は、「小規模企業者等設備導入資金助成法」に基づく公的制度で、県内に事業所を有し、かつ中小企業新事業活動促進法の承認企業等である小規模企業等の皆様が、経営基盤の強化を図るために必要とする機械・設備を導入するために要する資金を、設備代金の2/3以内で長期・無利子で融資する制度です。

平成25年4月

公益財団法人千葉県産業振興センター